

平成16年6月29日  
交通政策審議会  
港湾分科会  
第1回環境部会

資料 - 5

# 港湾環境を取り巻く最近の情勢

国土交通省港湾局

## 港湾環境を取り巻く最近の情勢

# 自然環境の保全・再生・創出に対する社会的気運の高まり

### 21世紀 環の国」づくり会議 (H13.7)

政府は、平成13年2月、地球と共生する『環の国』の基本的あり方や実現へ向けての施策を検討する『21世紀 環の国」づくり会議』の開催を決定。

### 新 生物多様性国家戦略 (H14.3)

平成14年3月、『新 生物多様性国家戦略』が策定。

**新 生物多様性国家戦略」のポイント**

- ・「自然と共生する社会」実現のための政府全体のトータルプランとして国家戦略を位置付け。
- ・絶滅回避・原生的自然保護から里山・干潟など国土全体における生物多様性保全を体系化。
- ・生物多様性の問題点を「3つの危機」として整理。理念と方針を明確化し、具体的施策を提示。

### 自然再生推進法の制定 (H14.12)

平成14年12月、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とし、『自然再生推進法』が制定。

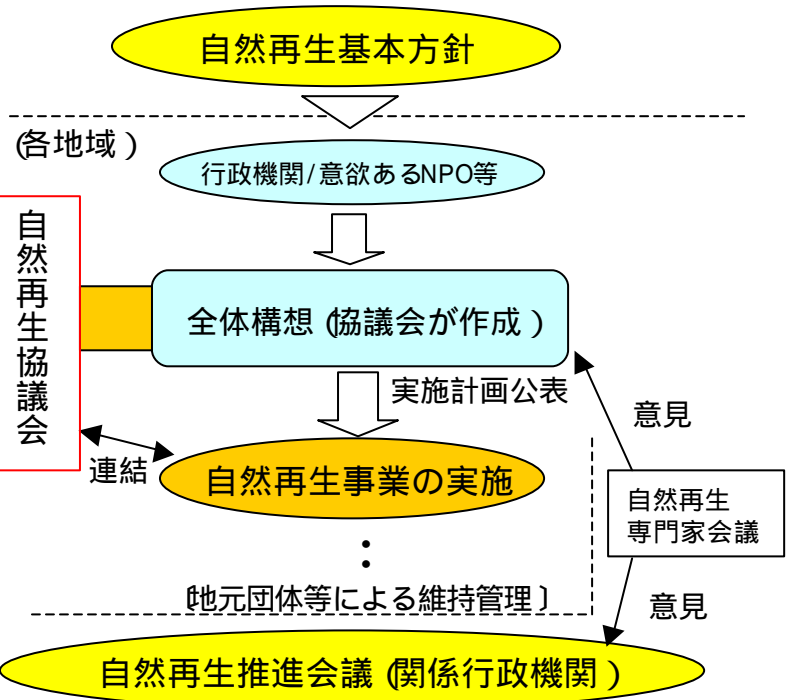
### 国土交通省 環境行動計画の策定の動き (H16.6策定)

国土交通省では、『経済社会システムのグリーン化』を効果的に進める環境政策を基本的枠組みとする『環境行動計画』を平成16年6月に策定。

### 港湾における課題

過去に損なわれた生態系や自然環境を取り戻すために、港湾において積極的に自然環境を保全・再生・創出する事業の推進が求められる。

### 自然再生推進法の仕組み



# 環境教育に対する社会的気運の高まり

## 環境教育推進法の概要

### 環境教育推進法の成立 (H15.7)

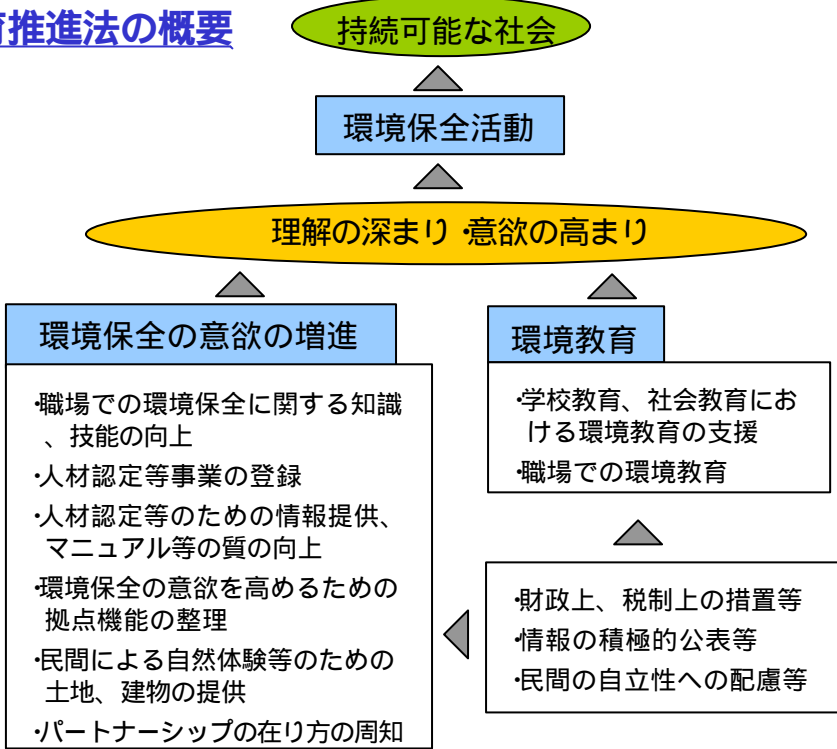
現在の環境問題を解決し、**持続可能な社会**を作っていくためには、行政のみならず、**国民、事業者、民間団体が積極的に環境保全活動に取り組むことが必要**。このような環境保全活動の重要性を踏まえ、持続可能な社会づくりの基盤となるよう平成15年7月、**環境教育推進法が制定**された。

### 海辺の自然学校、「海辺の達人養成講座」の全国展開

国土交通省港湾局では、自治体やNPOなどと連携しながら体制を整備し、**海辺の自然学校**を全国各地で展開している。  
さらに、海辺の自然学校における指導者を養成するための**海辺の達人養成講座**を、全国の主要な地域で開催している。

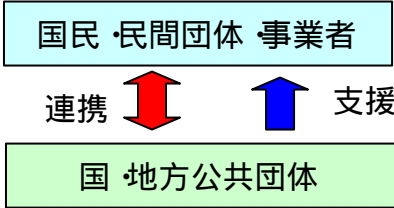
### 港湾における課題

港湾の海辺には様々な体験の場となる豊かな自然環境が存在しており、港湾を自然体験活動、環境教育の場として提供することが求められる。



### 環境教育推進法の基本理念

- 国・地方公共団体と国民・民間団体等との適切な連携 -



# 港湾環境を取り巻く最近の情勢

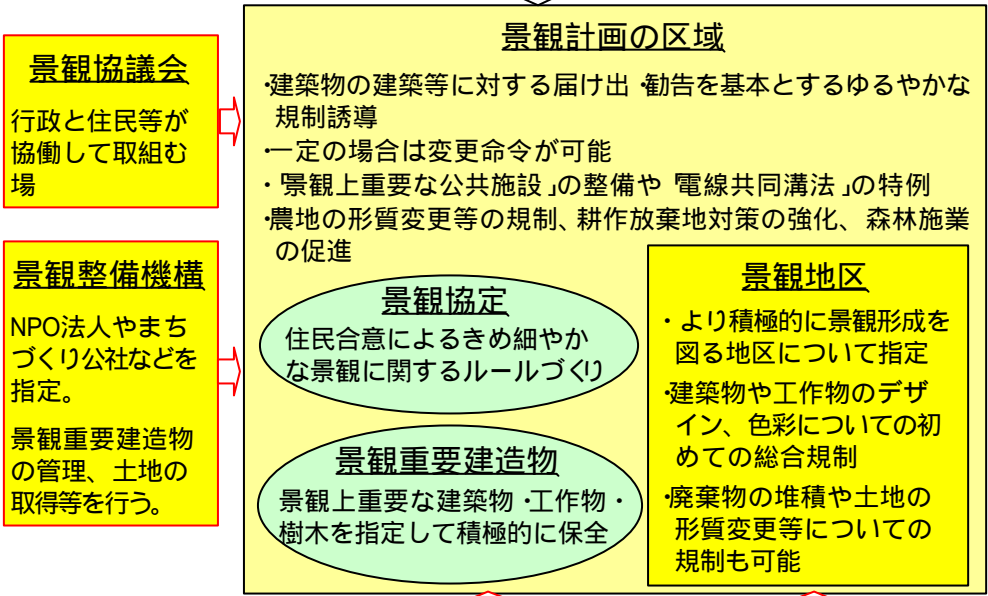
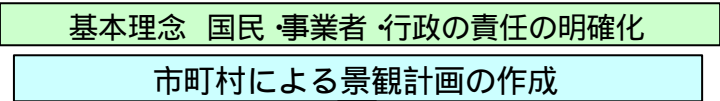
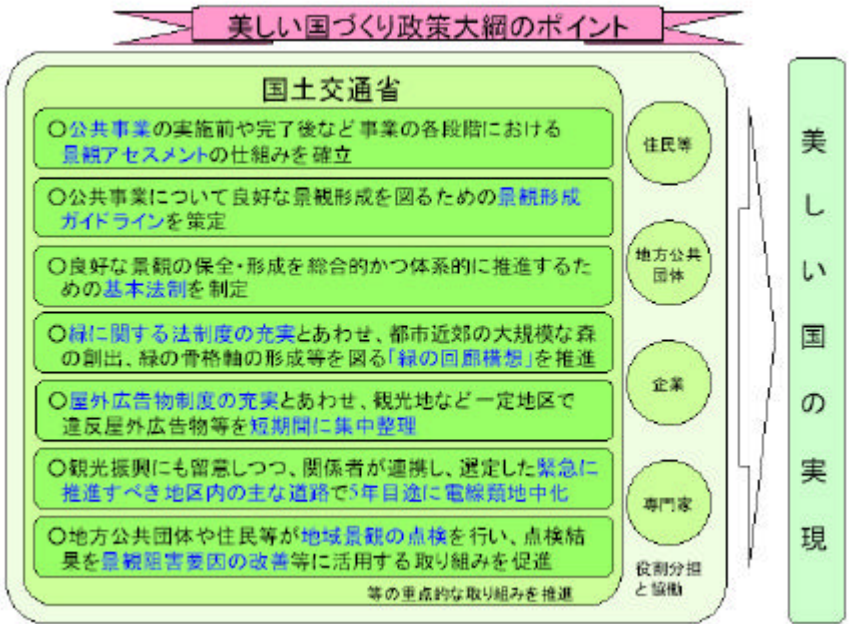
## 良好な景観形成に対する社会的気運の高まり

### 国土交通省 美しい国づくり大綱」の策定 (H15.7)

国土交通省は、平成15年7月、**魅了ある美しい国づくりのための基本的考え方**と同省のとるべき**具体的な施策**についてとりまとめ公表した。

### 景観法の制定 (H16.6)

良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等を行う



### 港湾における課題

歴史的に価値の高い港湾関連施設や港湾の美しい海辺空間を保全し、港湾としての特色のある個性的な景観の形成が求められる。



## 観光に対する社会的気運の高まり

### 内閣総理大臣施設方針演説に観光立国が盛り込まれる (H15.1)

小泉内閣総理大臣は、平成15年1月、我が国の観光立国としての基本的なあり方を検討するため「**観光立国懇談会**」を開催することを決め、その直後の第156回国会の施政方針演説において、観光の振興に政府を挙げて取り組み、「毎年約500万人しかいない**日本への外国人旅行者を2010年に倍増する**」目標を明らかにした。

### 観光立国懇談会報告書のとりまとめ (H15.4)

観光立国懇談会は、観光立国の意義や環境立国への課題と戦略などについて検討を重ね、平成15年4月に「**観光立国懇談会報告書**」をとりまとめた。  
**「観光立国実現への課題と戦略」のポイント**

- ・観光立国への総合的な戦略展開
- ・日本の魅力の確立
- ・日本ブランドの発信
- ・魅力を活かす環境整備

### 観光立国行動計画の主要事項

. 21世紀の進路「**観光立国**」の浸透

. 日本の魅力・地域の魅力の確立  
「地域一観光」  
良好な景観形成

. 日本ブランドの海外への発信  
トップセールス  
ビジット・ジャパン・キャンペーン

. 観光立国に向けた環境整備  
外国人が一人歩きできる環境整備  
入国手続きの円滑化等  
旅行の低コスト化

. 観光立国に向けての戦略の推進

### 観光立国行動計画 (H15.7)

内閣は、観光立国懇談会報告書を受け、関係行政機関の緊密な連携を確保し、**観光立国実現のための施策の効果的かつ推進を図るため**、平成15年5月に「**観光立国関係閣僚会議**」を開催し、「**観光立国行動計画**」をとりまとめた。

### 港湾における課題

港湾を、自然の景観に恵まれ、文化的で歴史的な魅力のある観光資源として整備することが求められる。

## 港湾環境を取り巻く最近の情勢

# 循環型社会形成の必要性の高まり

### 廃棄物処分場の逼迫

近年最終処分場の残余容量が低下してきており、新たな処分場の建設も非常に困難な状況になっている。**最終処分場の逼迫**は、**ゴミゼロ型社会への転換をさらに急がせる要因**になっている。

### 各種リサイクル法の制定

循環型社会の形成を実現するために、**各種リサイクル法が制定**。家電リサイクル法等。

### 循環型社会形成推進基本法の制定 (H12.6)

平成12年6月、「循環型社会」の形成を推進する基本的な枠組みとなる**循環型社会形成推進基本法が制定**された。  
循環型社会形成推進基本法のポイント  
形成すべき**循環型社会」の姿**を明確に提示  
国、地方公共団体、事業者及び国民の**役割分担を明確化**  
政府が**循環型社会形成推進基本計画**」を策定  
循環型社会の形成のための**国の施策を明示**

### 循環型社会形成推進基本計画の策定 (H15.3)

**2010年度までに達成すべき数値目標を設定**  
平成12年度(2000年度)に対して  
資源の循環利用率：  
10%から約14%に引き上げ  
廃棄物の最終処分量：  
約5,600万トンから約2,800万トンに削減  
家庭ごみ排出量・事業所からのごみ排出量：  
約20%削減

### 静脈物流システム(リサイクルポート等)の進展

国土交通省港湾局は、広域的なリサイクル施設の立地等に対応した静脈物流の拠点となる港湾を**「リサイクルポート」**と指定し、**静脈物流拠点」として育成**。現在、全国18港を指定。

### バイオマスニッポン総合戦略(H14.12)

政府は、平成14年12月、循環型社会の形成等の観点から、**バイオマスの利活用による持続的に発展可能な社会「バイオマスニッポン」の実現**を目指した**戦略**を発表した。

### 港湾における課題

港湾の既存ストックと環境に優しい海上輸送を活用し、港湾を広域的なリサイクル処理システムの拠点として整備することが求められる。

## 地球温暖化防止、ヒートアイランド対策の必要性の高まり

### 地球温暖化対策推進大綱の見直し(H16予定)

我が国における京都議定書の約束を達成するための対策をとりまとめた**新たな地球温暖化対策推進大綱**(平成14年3月決定)について、**平成16年に評価・見直し**が行われる。

国土交通省における交通政策審議会(交通体系分科会)、社会資本整備審議会にそれぞれ**環境部会が設置**され、調査・審議が行われている。

### ヒートアイランド大綱の策定(H16.3)

政府は、平成16年3月、**ヒートアイランド現象の緩和対策**を盛り込んだ**ヒートアイランド大綱案**を発表した。大綱案では、「人工排熱の低減」、「地表面被覆の改善」、「都市形態の改善」、「ライフスタイルの改善」について具体的な施策を挙げている。

### 都市緑地保全法、都市公園法の一部改正(H16.6)

都市における緑地の保全・緑化・都市公園の整備を一層推進し、良好な都市環境の形成を図るため、**緑地保全法及び都市公園法の一部改正**が今国会に上程されている。

### モーダルシフト促進に向けたアクションプログラム(H16.6)

京都議定書の削減目標を達成するためには、モーダルシフトの推進等により、2010年までに440万トンの二酸化炭素排出量を削減する必要があるが、**鉄道・海運の輸送に占める割合の低下が続いている**。そのため、国土交通省は、平成16年6月、**モーダルシフトの推進に向けたアクションプログラム(行動計画)**を発表した。

### 港湾における課題

環境への負荷が少なく、エネルギー効率の高い海上輸送への着実な転換、及び港湾における緑地の保全・緑化の推進により、地球温暖化防止及びヒートアイランド対策への貢献が求められる。

## 国際的な条約への対応の必要性の高まり

### ロンドン条約及びマルポール条約の内容を踏まえた海防法 の改正

ロンドン条約 96年議定書及びマルポール条約附属書 の内容を踏まえた海防法の改正が行われた。

「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律」

	マルポール条約関連	ロンドン条約関連
主務	国土交通省	環境省
成立日	平成 16年 4月 14日	平成 16年 5月 12日
改正概要	船舶からのNO <sub>x</sub> 、SO <sub>x</sub> 、VOC 等を規制することにより大気汚染の防止を図る。	船舶からの海洋投入処分を許可制とし、海上焼却を禁止することにより海洋における廃棄物処理規制の充実を図る。
港湾に関連する改正内容	揮発性有機化合物質 (VOC) の放出規制港湾を指定 VOC 放出規制港湾における VOC 積み出し時の VOC 処理施設の設置	海洋投入処分を行う場合、環境大臣の許可が必要 海洋投入処分海域の環境影響評価の実施及び環境監視義務 海洋投入処分計画の海上保安庁長官による確認

### 港湾における課題

マルポール条約及びロンドン条約の内容を踏まえた海防法の改正により、港湾におけるVOC処理施設の設置、海洋投棄処分を行う際の許可手続き、環境影響評価、環境監視の義務等への対応が必要である。



# 有害化学物質対策の必要性の高まり

## ダイオキシン対策

現在、ダイオキシン類対策は、平成11年 3月に策定された「**ダイオキシン対策推進基本方針**」と、平成11年 7月に成立した「**ダイオキシン類対策特別措置法**」の2つの柱を基に進められている。

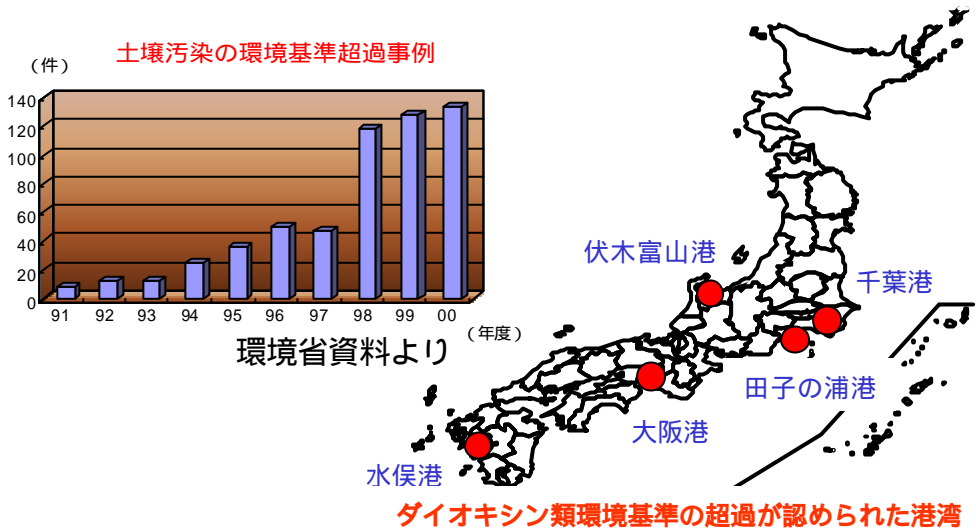
ダイオキシン特別措置法の規定に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む）及び土壌汚染に係る**環境基準が制定**。水底の底質汚染に係る環境基準は、平成14年 9月から適用。水底の底質汚染に係る環境基準の制定（平成14年 7月、環境省）に伴い、国土交通省港湾局は、平成15年 3月、「**港湾における底質ダイオキシン類対策技術指針**」を策定した。

## 土壌汚染対策法の制定 (H15.2)

近年、有害物質による土壌汚染判明事例の急増、土壌汚染対策のルール化の要請、都市再生などによる土地流動政策に対処するため、平成15年 2月、「**土壌汚染対策法**」が制定された。

土壌汚染対策法のポイント

- ・基準に適合しない土地について指定区域として、台帳を公開
- ・土壌汚染による健康被害の防止措置



## 港湾における課題

港湾における底質ダイオキシン類の安全かつ的確な対策が求められるとともに、全国各地で問題となっている土壌汚染に対して、港湾が広域的な汚染土壌処理システムの拠点として機能することが期待される。

## PF事業等の民間活力の活用による港湾環境整備ニーズの高まり

### PF法の制定 (H11.7)

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PF法)が平成11年7月に成立。

### 内閣府におけるPF事業の推進状況

平成11年8月、総理府(現:内閣府)に「民間資金等活用事業推進室」(PF推進室)が設置され、PF法に基づく基本方針を作成。

平成12年3月、PFの理念とその実現のための方法を示す「基本方針」が、PF推進委員会の議を経て、内閣総理大臣によって策定され、PF事業の枠組みが設けられた。

### 国土交通省におけるPF事業の推進状況

PFI法に基づく事業で、実施方針が策定、公表され、事業化が進んでいるものは全国で126事業(平成16年1月30日現在)。さらに、平成15年度以降の新たな方針として、平成16年度末までに国土交通省関係のPFI事業件数を倍増することを基本方針としている。

港湾関係のPFI事業の実施方針の発表

・**広島港(小型船係留・保管施設)の整備** 事業者が建設(Build)・運営(Operate)し、事業期間(20年間)終了後、原則として県に施設を移管(Transfer)するBOT方式

・**名古屋港(交流拠点施設)の整備** 園路・広場等、立体駐車場はBOT方式。立体駐車場、倉庫は、事業者が既存の施設を改修・補修(Rehabilitate)し、一定期間管理・運営(Operate)を行い、資金回収後に公共側に施設を譲渡(Transfer)するROT方式。

### 港湾における課題

港湾においても環境施策を推進するため、積極的にPF事業を導入し、国や地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供、民間の事業機会の創出による経済活性化に貢献することが求められる。